

技能実習評価試験の整備に関する専門家会議 開催要綱

1 趣旨

技能実習制度推進事業等運営基本方針のⅡの2の(3)に基づく新たな職種・作業の追加等に当たり、職業能力開発局長が開催する技能実習評価試験の整備に関する専門家会議(以下「会議」という。)の運営に関して必要な事項を定める。

2 検討項目

- (1)新規に追加される職種・作業における技能実習評価試験の認定の基準(以下「認定基準」という。)に係る適合性の確認
- (2)既存の技能実習評価試験の内容を変更する場合における認定基準の適合性の確認
- (3)職種・作業毎に技能実習生が技能等を修得等するために必ず行わなければならない業務等の検討
- (4)その他

3 構成員

会議の構成員は別添のとおりとし、職業能力開発局長が委嘱する。

- (1)構成員の任期は委嘱の日から1年間とする。ただし、再任を妨げない。
- (2)構成員は、会議で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (3)職業能力開発局長は、構成員が自ら辞職を申し出たときはこれを承認することができる。

4 座長及び副座長

会議の座長は、構成員の中から互選により選出する。

- (1)座長の任期は、後任の座長が選出されるまでの間とする。
- (2)座長は会議を総理する。
- (3)座長は、副座長を指名することができる。
- (4)副座長は、会議の運営に関して座長を補佐するほか、座長に事故等があるときは、座長に代わり職務を行うものとする。

5 その他

- (1)会議は、職業能力開発局長が構成員の参集を求め、開催する。
- (2)職業能力開発局長は、必要に応じて法務省、当該対象職種・作業を含む産業分野を所管する省庁その他関係者の出席を求めることができる。

- (3) 職業能力開発局長は、2の(3)に係る検討を行うため、別紙構成員以外に、検討する職種・作業毎について特に専門的知見を有する有識者に対して、意見を求めることができる。
- (4) 公表すると公正な技能実習評価試験の運営に支障等が生じるおそれのある内容や特定の個人等にかかわる専門的事項を審議するため、会議は原則非公開とする。ただし、会議終了後、事務局において議事要旨を作成し、公開することとする。

6 会議の庶務

会議の庶務は、職業能力開発局海外協力課が行う。

別紙

技能実習評価試験の整備に関する専門家会議 構成員名簿

あまの とみお
天野 富男

職業能力開発総合大学校 名誉教授

おおさこ かずふみ
大迫 一史

東京海洋大学 大学院海洋科学技術研究科准教授

おかの かずお
岡野 一雄

職業能力開発総合大学校教授

おかもと しんいち
岡本 眞一

東京情報大学名誉教授

くろだ まさかず
黒田 正和

日本労働組合総連合会労働法制対策局 局長

しいね みつひこ
椎根 光彦

中央職業能力開発協会技能検定部 部長

しもむら くみこ
下村 久美子

昭和女子大学生生活科学部環境デザイン学科教授

ふくだ やすなり
福田 泰也

日本商工会議所産業政策第二部 副部長